

公益財団法人日本ナショナルトラスト保護資産

旧安田楠雄邸 利用規程

1. 目的

公益財団法人日本ナショナルトラスト保護資産「旧安田楠雄邸庭園（東京都指定名勝）」を利用しながら保護することを目的とします。

2. 名称

名称を「旧安田楠雄邸庭園（東京都指定名勝）」とし、略称を「旧安田楠雄邸」とします。

3. 公開

「旧安田楠雄邸」の公開日および公開時間は次のとおりです。

(1) 公開日

毎週水曜日・土曜日（8月中旬および年末年始は休館）

(2) 公開時間

10時30分～16時00分（入場は15時00分まで）

(3) 維持修復協力金

建物および敷地の保全のため、表1に定める維持修復協力金を納入してもらいます。  
イベント、特別公開の開催時においては別途特別料金を設定する場合があります。

(4) 団体見学

<公開日>

15名以上の団体見学は、事前に日程調整の上、2週間前までに「旧安田楠雄邸庭園 団体見学申請書」【様式1】を提出し、承認を受ける必要があります。

事前の申込みがあっても、当日15名を下回る場合は団体割引の適用はありません。

<公開日以外>

団体見学は、公開日以外も貸切見学として受入可能です。事前に日程調整の上、2週間前までに「団体見学申請書」【様式1】に加え「誓約書」【様式2】を提出する必要があります。

4. 見学上の注意

「旧安田楠雄邸」の見学者は次の事項を守らなければなりません。

(1) 建物等の保護

建物（建具を含む）、展示物、備品等を破損しないよう十分に注意すること。

(2) 喫煙の禁止

文化財保護のため、敷地内の喫煙を禁止します。

(3) 写真撮影の制限

個人が楽しむ目的以外での撮影およびフラッシュや三脚の使用はできません。商用目的で写真を利用する場合は事前に申請を行い承認を得ることが必要です。

#### (4) その他

その他係員の指示や、具体的な敷地内での禁止事項に関する邸内の表示や配布資料に従う必要があります。

### 5. 利 用

「旧安田楠雄邸」の保存活用のため、(公財)日本ナショナルトラストの理念に沿う目的でのみ利用ができます。「旧安田楠雄邸」の利用者は、事前に利用の承認を受ける必要があります。利用の承認ができるものは、写真撮影、映像撮影、貸切利用等です。

(1) 次の書類を利用日の2週間前までに提出する必要があります。初めての利用者は、利用申請書を提出する前に現地での下見・打合せが必要です。

- ① 撮影申請書【様式3】または貸切利用申請書【様式4】
- ② 撮影依頼書【様式5】または貸切利用依頼書【様式6】
- ③ 誓約書【様式7】
- ④ 利用方法・特記事項等が明記された企画書
- ⑤ その他、提出を求められた書類等

(2) 利用時間

利用時間は9時00分から19時00分です。

利用時間は設営から清掃後完全撤収までの時間とします。

(3) 維持修復協力金

利用に際して、表2に定める維持修復協力金を納入してもらいます。

(4) キャンセル料

予約をいただいていた利用のお取消しの際は、下記キャンセル料の支払いが必要です。

- ・ 利用日の2営業日前にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の30%
- ・ 利用日の1営業日前にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の50%
- ・ 利用日の当日にご連絡いただいた場合：維持修復協力金の100%

(5) 受入

下記に触れる場合、受入れできないことがあります。

- ・ 安全に支障をきたす、あるいは施設を傷つけるおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反す、社会道徳上悪影響を及ぼす、あるいは(公財)日本ナショナルトラストおよび旧安田楠雄邸庭園のイメージを傷つけるもの
- ・ (公財)日本ナショナルトラストが不相当と判断したもの

#### 5-1. 写真の利用

「旧安田楠雄邸」の写真を利用される場合、写真借用申請書のご提出が必要となります。

- ・ ご自身で撮影された写真も、申請書のご提出が必要です。
- ・ お渡しした写真を申請書記載の目的以外に利用することを禁止します。  
他用途での利用が見込まれる場合は、別途申請してください。
- ・ ご利用の際は、「写真提供：(公財)日本ナショナルトラスト」等のクレジットを明記してください。

- ・ 出版物の掲載でご利用の場合、掲載誌を1部ご惠贈ください。
- ・ 書籍の改版・改定等の再利用が必要な場合は、再掲載申請書のご提出をお願いします。
- ・ その他、著作権等の関連法令の遵守をお願いします。

## 6. 利用上の注意

「旧安田楠雄邸」の利用者は、次の事項を守る必要があります。

### (1) 建物等の保護

建物（建具含む）、展示物、備品等を破損しないように注意すること。特に、搬入・搬出の際や撮影機材等を使用する際には養生等の適切な対策を十分に行うこと。

### (2) 火気厳禁

消防法により火気の使用を禁じられています。裸火・喫煙は禁止です。

### (3) 音を発する行為の制限

近隣住宅への影響を考慮し、楽器演奏等により音の発生するイベント等の利用は原則として受け付けません。また、原則としてマイクやスピーカー等の機器の使用はできません。

### (4) 駐車場

付近の路上での駐車はできません。また、搬入・搬出の際などは誘導係を設ける等して通行人の邪魔にならないようにすることが必要です。

### (5) 原状回復

利用が終了したときは、速やかに原状に復して、係員の確認を受ける必要があります。仮に施設の什器備品などに損害損傷を与えた場合は、すみやかに担当に連絡すること。その損害損傷に対し、利用者が全責任を負い、その損害賠償を負担する必要があります。

### (6) 利用の承認の取り消し

次のような行為がある場合、利用の承認を取り消すことがあります。

- ① 他の利用者、近隣に迷惑を掛け、または迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- ② 管理上支障があるとき。

### (7) その他

その他係員の指示があった場合にはこれに従わなければなりません。

## 7. その他

### (1) 税制上の優遇措置

維持修復協力金は、(公財)日本ナショナルトラストへの寄付として、個人の場合は所得税、法人の場合は法人税の税制上の優遇措置が適用され、税控除が受けられます。

### (2) 問合せ・申請の窓口

#### ① 公開について

旧安田楠雄邸庭園 TEL：03-3822-2699（公開日のみ）

公益財団法人日本ナショナルトラスト TEL：03-6380-8511（平日10時～17時）

#### ② 団体見学・撮影利用・貸切利用について

特定非営利活動法人文京歴史的建物の活用を考える会（たてもの応援団）

〒113-0022 東京都文京区千駄木5-20-18 旧安田楠雄邸庭園内

E-mail : yasudateiyoyaku@gmail.com

※利用申請に対する回答書および請求書を郵送する場合は、公益財団法人日本ナショナルトラストよりお送りいたします。

郵便振替番号 : 00120-2-106140 加入者名 : 公益財団法人日本ナショナルトラスト

③その他

公益財団法人日本ナショナルトラスト

(担当) 大久保 優美

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 4F

TEL : 03-6380-8511 FAX : 03-3237-1190 E-mail : y-okubo@national-trust.or.jp

表1 見学時の維持修復協力金

	区 分	維持修復協力金 (1名あたり)	備 考
見 学	(公財)日本ナショナルトラスト会員	無料	当日入会を含む
	大人	500円	
	中・高校生	200円	
	小学生以下	無料	ただし保護者同伴のこと
	障がい者(手帳提示)	無料	介添者1名含む
団体見学*1 (公開日)	(公財)日本ナショナルトラスト会員	無料	賛助団体、団体会員
	大人	400円	
	中・高校生	160円	
団体見学*1 (非公開日)	(公財)日本ナショナルトラスト会員	500円	15名以上で申込み可
	大人	1,000円	15名以上で申込み可
	中・高校生	500円	15名以上で申込み可

\*1 団体見学は事前申請が必要です。

表2 撮影利用および貸切利用時の維持修復協力金 ※全て事前申請が必要です。

	区 分	単 位	維持修復 協力金	備 考
写真撮影	旧安田楠雄邸の取材利用	1日	別途相談	
	ロケ地利用	1時間	30,000円	JNT 個人、団体会員・賛助団体は2割引
映像撮影	旧安田楠雄邸の取材利用	1日	別途相談	
	ロケ地利用	1時間	50,000円	JNT 個人、団体会員・賛助団体は2割引
貸切利用 (会議・イベント等) *1*2	基本料金	2時間まで	40,000円	JNT 会員半額
	延長料金 (午前10時30分から午後4時まで)	1時間につき	10,000円	
	公益性・地域性が認められる場合	1日	20,000円	*3
下 見	公開日	3人目から 1名につき	500円	
	非公開日	1回	15,000円	

\*1 物販を行われる場合は、原則として売り上げの20%以下を手数料としていただきます。

\*2 旧安田楠雄邸の備品をご利用いただけます(料金の詳細はお問い合わせください)。

\*3 応相談。